

## 第30回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年8月23日（金）13時30分～15時00分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画書について  
協議事項(1) 令和6年度岩手県農業委員会大会提案事項について  
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 古 山 誠  
農地係長 大 道 学  
主任 下 野 優 貴

## 第30回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

## 5 会議の概要

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第30回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	暑さが厳しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は岩手県農業委員会大会提案事項の協議もお願いいたしますので、議事の進行にご協力をお願い申し上げまして挨拶といたします。
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。14番柿木委員、松野下推進委員、大上推進委員です。久慈市農業委員会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)
	異議なしと認め、議事録署名委員に、4番木村委員、8番鹿糠勇委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。
	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。
	付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、記載の通りです。譲渡人が遠方在住であり、農地の管理が困難であることから、親族にあたる譲受人に売り渡し、野菜を栽培するとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。
	続きまして、付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。名義及び農地の管理主体が変更となったため、先月、3条の許可処分取消の願い出があり、許可となった案件について、改めて申請が出されたものです。譲受人が前所有申請者の父親となり、売買により譲り渡し、トウモロコシやジャガイモ等を栽培するとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。
	付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人は、記載の通りです。譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人は父親の耕作を手伝っていましたが、今後の農業経営を譲受人に引き継ぐこととし、贈与により譲り渡すも

	発言主旨
	<p>のです。米、ホウレンソウの栽培を引き続き続けていくと伺っております。</p> <p>続きまして、付議番号 4 から 7 は関連があるため、一括してご説明します。付議番号 4、土地の表示。付議番号 5、土地の表示。付議番号 6、土地の表示。付議番号 7、土地の表示。譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲受人は、近年久慈市内に新規に就農した方であり、経営拡大のため、休耕している申請地について賃貸借契約を結び、畑として、ホウレンソウやピーマン、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。賃貸借期間は 10 年であり、賃借料は付議番号 4、5、7 は年額〇〇円。付議番号 6 は年額〇〇円と伺っております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可について、事務局の説明が終わりました。ここで現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番、米澤豊委員、お願いします。</p>
米澤委員	<p>中川原推進委員と事務局 2 名と私で現地を見て参りました。場所は大川目町で、大きい目標物は〇〇がありました。この申請地の隣に〇〇設備がありました。特に問題はないと見て参りましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>付議番号 2 番について、田村委員、お願いします。</p>
田村委員	<p>8 月 20 日に事務局 2 人と私と 3 名で現地を見て参りました。事務局の説明がありましたように、6 月に同じく現地調査をしております。場所は、国道 45 号線、侍浜町〇〇から〇〇漁港の方に向かって、〇〇との境の道路沿いにあります。今回に関して、内容は同じで、譲受人は替わるということでありました。現地は、草刈がなされており、何ら問題がないものと見て参りましたので、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>次に付議番号 3 について、下館靖推進委員お願いします。</p>
下館靖推進委員	<p>付議番号 3 について、8 月 14 日、事務局 2 名と私と 3 名で現地を確認して参りました。事務局から説明あった通り、譲渡人は息子に譲渡するということです。農地は、田んぼも畑も全部耕作しておりまして、長男に譲渡するということだそうです。何ら問題ないものと見て参りましたので皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>

	発言主旨
会長	次に、付議番号 4 から 7 まで、米澤委員、お願いします。
米澤委員	8 月 20 日、中川原推進委員と事務局 2 名と私で、現地を調査してきました。場所は小久慈町〇〇地区になります。以前ビニールハウスでハウレン草を栽培していたところの上手になりますけども、特に問題はないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いします。
会長	議案第 1 号について質疑を許します。 (大鹿糠委員 挙手) 大鹿糠委員。
大鹿糠委員	付議番号 4 から 7 ですが、農地の貸借は、3 条許可の他に農業公社を介してと口約束で貸し借りしたものもあるかもしれませんが、本来は 3 条許可の形をとらなければならないものですか。
事務局長	農地の賃貸借の場合に、3 条許可という農業委員会が許可をする方法と、農業公社を通して 3 者契約のような形もあります。口約束での貸し借りには、公的機関が何らかの証明を求められても何も証明できないということになります。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がなしとして決定しました。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅建築のため転用するものです。現在の住まいが子供の成長とともに手狭となったことから、自己住宅の建築を検討しており、将来の両親の介護等を考えた結果、自身の実家に近い場所であること、所有者が今後農地として利用する予定がなく、建築による周辺農地への影響もないことから現地を選定したとのこと。売買額は〇〇万円と伺って

## 発言主旨

おります。

付議番号 2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲受人は申請地の道路向かいにて〇〇を運営しており、その利用者及び従業員の駐車場として転用するものです。以前より駐車場として借りていた土地の一部を返却することとなったことから、現在、第 2 駐車場として使用している土地に隣接する申請地を転用し、駐車場の拡張を行うとのことです。賃借期間は 10 年、賃借料は年額〇〇万円と伺っております。

付議番号 3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。隣接する譲受人の住宅敷地を拡張し、駐車場及び家庭菜園として転用するものです。現地は都市計画区域内の農地であり、また、所有者が今後耕作する予定がないことから選定したものです。売買額は〇〇万円と伺っております。

付議番号 4、土地の表示、譲受人、譲渡人は記載の通りです。太陽光発電システム設置のため、賃貸借契約により転用しようとするものです。賃借期間は 20 年、賃借料は年額〇〇万円と伺っております。太陽光パネルは合計 172 枚設置を予定しております。本申請は 5 月に同譲受人より申請された案件と同一の事業となっており、累計転用面積が 30 a を超えることから、岩手県農業会議開催の常設審議委員会による意見聴取を要するものであることを申し添えます。以上で議案第 2 号の説明を終わります。

会長

議案第 2 号について、事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告をお願いします。中川原推進委員、お願いします。

中川原推進委員

8 月 20 日、米澤委員と事務局 2 名と私と 4 名で現地調査をして参りました。付議番号 1 ですが、場所は、大川目町〇〇地区で、〇〇会社のところになります。草が生い茂っている状態でしたが、所有者が遠方に居ること、譲受人が自己住宅を建てるということで何ら問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

付議番号 2 ですが、場所は久慈駅より長内橋を渡り、〇〇の近くになります。現地は、今は耕作されていませんけども、草が刈り払いされていました。駐車場として利用するというので、何ら問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、付議番号 3 ですが、場所は、〇〇学校の手前を、〇〇方面に向かい、400m ぐらい行ったところになります。現地は耕作されておらず、草が生い茂っている状態でした。譲受人の土地と隣接しているので何

	発言主旨
	ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。なお、使用するには、盛土しなければ、利用できないと思われれます。
会長	付議番号 4 について、長内廣一推進委員、お願いします。
長内廣一推進委員	8 月 20 日、事務局 2 名と私と 3 名で現地を見てきましたので報告します。場所は国道 281 号線の〇〇の手前から 1 km まで行ったところです。現地は、以前は牧草地として使っていたようでしたが、ここ数年前から遊休農地化していることから、何ら問題ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	議案第 2 号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	付議番号 4 は太陽光発電施設を設置するため、賃貸借ということなのですが、地目変更は必要になりますか。
下野主任	地目の変更については、賃貸借で、その貸借期間が終わった後は農地に戻しますので、登記上の地目変更は求められていないものです。
事務局長	20 年後に貸借期間が終われば、農地として返却となるので、地目変更はできなくなります。
内久保推進委員	山形地区では脱炭素先行地域づくりが進められている。太陽光パネルを設置するとき、太陽光パネルを屋根には設置したくない人も多い。パネルを地面に設置する場合、地目が農地のままでは設置できないと思っていました。農地のまま、太陽光パネルを設置する場合は、パネル台の脚部分を長くして、下地は農地の状態で設置するものと認識していました。
事務局長	太陽光パネルを農地への設置するとき、賃貸借の場合は、農地転用は必要ないです。
鹿糠勢津子委員	農地のままで、太陽光パネルを設置してよいのでしょうか。 緑農地の場合は、太陽光パネルを設置してよいということですね。

	発言主旨
田村委員	自分が所有する牧草地に太陽光パネルを設置できるということですか。農地として借りることではなく、太陽光パネルを設置するため借りるのだから、農地とは違うような気がします。賃貸借という理由で地目変更不用にはならないのではないですか。
下野主任	5条申請は農地から転用を許可する申請ですので農地ではなくなります。所有権移転が伴う場合、地目変更が必要になります。賃貸借の場合、現状復旧をして所有者に返すということになるとと思いますが、地目の変更については、次回の会議までに調査をして回答します。今回の場合は、農地1筆のうちの部分転用であり、地目変更できないものだったので、太陽光パネル設置の部分と別の管理になると思います。
田村委員	農地のまま、太陽光パネルを設置した土地の固定資産税はどうなりますか。
事務局長	固定資産税は税務課の事務であるためわからないが、現況で課税されると思います。確認して後で回答します。
内久保推進委員	太陽光パネルの設置の説明会では、太陽光パネルを設置すると、固定資産税が変わると聞いています。つまりは、地目が雑種地などになるということですか。また、デメリットとして、太陽光パネル設置後は一般的に農地に戻すのは難しいと聞いています。
鹿糠勇委員	継続審議とした方がいいのではないですか。
内久保推進委員	太陽光パネル設置に係る転用そして賃貸借することについて審議しているので、協議を続けていただいて構いません。先ほどの質問事項は後で教えてください。
大鹿糠委員	付議番号4の賃借料年額〇〇万円は申請人それぞれ理解していますか。
下野主任	各申請人の合意のもと決定した賃借料です。賃貸借契約書の写しを資料として提出いただいています。
会長	議案第2号農地法第5条の規定による許可について、特に意見がない

	発言主旨
	<p>ものとしてよろしいですか。          (「異議なし」の声)          特に意見がないものとして決しました。事務局は照会があった件は調べて、説明をお願いします。          次に、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてご説明します。          付議番号 1、土地の表示、願出人は、記載のとおりです。現地は願出人の勤務先の駐車場として、平成元年に舗装が行われる以前より使われていたとのことです。その後、代替わりがあり、今回登記簿の精査を行ったところ、当該地が農地となっていたことが分かったとのことです。          続きまして、付議番号 2、土地の表示、願出人は記載のとおりです。農地法について不知であり、平成 11 年頃から耕作をしておらず、20 年以上経過により原野化し現在に至ると伺っております。          続きまして、付議番号 3、土地の表示、願出人は記載のとおりです。平成 9 年頃に願出人の経営する店舗の倉庫兼作業所として建設しましたが、後に隣接地に集合住宅が建設される際の調査にて、敷地の一部が隣地にかかっていることが分かり、その部分について分筆し、時効取得手続きにより取得しましたが、地目が畑のままであったため、現況に合わせようとするものであります。          以上で、議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。付議番号 1 の説明について、中川原推進委員、お願いします。</p>
中川原推進委員	<p>付議番号 1 ですが、8 月 20 日、米澤委員、事務局 2 名と私と 4 名で現地調査して参りました。場所は〇〇町の駐車場の一角にあります。現在は物置と駐車場が建っていて、長年にわたり使用されていたと思われまますので、致しかたないのかと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>付議番号 2 番について上村委員、お願いします。</p>
上村委員	<p>付議番号 2 番ですが、8 月 14 日に事務局 2 名と私の 3 名で、現地の確認をして参りました。場所は国道 281 号線を盛岡方面へ行き、〇〇地区に入り、1 km ぐらいのところに現地がありました。現地は現地調査の</p>

	発言主旨
	ためきれいにはされていましたが、耕作をしなくなって 20 年以上も経っているのでは仕方がないかなと見て参りましたので、ご審議お願いいたします。
会長	付議番号 3、中川原推進委員お願いします。
中川原推進委員	付議番号 3 ですが、米澤委員と事務局 2 名と私と行って参りました。場所は〇〇学校から、約 800m ぐらい行ったところです。現地は、建物も建っており、隣接地も駐車場となっていて、小さい区画で、仕方がないのかなと思って見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いします。
会長	議案第 3 号農地法の適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査委員からの報告がありました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切り、採決いたします。議案第 3 号については特に意見がないものとして決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認めます。 それでは議案第 4 号農用地利用集積計画書についてを議題とします。 事務局の説明を願います。
下野主任	議案第 4 号農用地利用集積計画書についてご説明します。令和 6 年度農用地利用集積計画書が別紙の通り提出されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。農地の所有権を移転する者、移転を受ける者は、記載の通りです。それぞれの移転を受ける方の要望により、全部で 5 筆の畑について、農地中間管理機構が借り受けるものです。今後の売買の手続きについては、これから進めていくことになります。以上で議案第 4 号の説明を終わります。
会長	事務局からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決しました。 次に、協議事項(1)令和 6 年度岩手県農業委員会大会提案事項について

## 発言主旨

を議題とします。事務局の説明をお願いします。

大道係長

協議事項(1)令和6年度岩手県農業委員会大会提案事項についてご説明します。8月9日、市役所車庫棟第1会議室で検討委員会を開催し、協議しました。まず、協議に先立ち、委員長と副委員長の互選をしました。指名推選にて、委員長に宇部会長、副委員長に間推進委員委員が選出されました。その後、宇部会長が議長となり、協議をしました。

協議結果の概要であります。継続して要請が必要な事項11件、もっと強調するが1件、削除するはなし、新たな提案事項は1件です。

(1) 地域計画の策定推進については、継続要望。(2) 農地中間管理事業の推進については、継続要望。(3) 新規就農の確保・育成対策の充実については継続要望です。2、意欲ある経営体の育成による農業の振興の(1) 農業生産基盤の着実な整備推進については継続要望。(2) 農業の担い手に対する支援施策の充実については、もっと強調するとなりました。3、国産食料供給体制の強化は、継続要望。4、農業経営の継続と安定化に対する支援の充実、(1) 生産資材の価格高騰に対する支援の実施は、継続要望。(2) 適正な価格形成の推進は継続要望。(3) 水田活用の推進は継続要望。5、農業委員会の事務局体制の強化については継続要望。Ⅱの1、東日本大震災津波・原発事故からの再生に向けた支援の継続は継続要望。2、野生鳥獣被害防止対策の充実は継続要望。新たな提案事項の追加事項です。「有害鳥獣について、現在、狩猟者は、捕獲頭数実績に応じた報酬を受ける仕組みとなっている。その業務は、出没箇所の確認、ワナの餌付け、ワナの設置、設置後の見廻り、捕獲個体の処理、集落の巡回など広範囲にわたっており、有害鳥獣の出没後の増加の影響により、その業務量が増大し、狩猟者への飼料者へ大きな負担となっている。仕掛けたワナがに必ずしも獲物がかかるわけではないことから、従来の捕獲頭数実績に応じた報酬の他に、業務増大分に対応した、作業時間に応じた報酬の支援を追加するような制度設計の見直しとその予算を確保すること。」が追加されました。以上が、協議結果の概要となります。なお、本日ご協議いただきました結果は、久慈地方連絡協議会、岩手県北地区農業委員会連絡協議会、そして岩手県農業会議へ報告予定であることを申し添えます。

会長

皆さんからご意見ありませんか。

(城内推進委員 挙手)

城内推進委員。

	発言主旨
城内推進委員	<p>何点かご検討をお願いします。</p> <p>主食である米がスーパーに並んでいない状況でして、食料自給率の向上を図る必要があると思います。</p> <p>次に、東日本大震災の復興事業の財源が一般財源化され、予算が削られていくと思いますので検討してほしいと思います。</p> <p>また、ALPS 処理水の放出は中止してほしいと思います。</p> <p>次に、農家の所得補償制度の復活をお願いします。</p> <p>今後でもよろしいので検討をお願いします。</p>
会長	<p>農家の所得補償制度は追加して提案しますか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>所得補償制度を追加して提案することとします。</p> <p>次に報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>報告事項 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で10件あり、届出事由は9件が相続、1件が時効取得によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。相続と時効取得のようですがよろしいですか。次に、報告事項 (2) 会務報告。局長、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>（会務報告：令和6年7月24日～令和6年8月23日）</p>
会長	<p>報告事項(2)ですが、何か質問ございますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>その他、ございますか。大道係長。</p>
大道係長	<p>事務連絡です。</p> <p>1、本年度の岩手県農業委員会大会の開催についてですが、11月8日、場所は都南文化会館です。後程、参加の取りまとめを行います。</p> <p>2、農地パトロール反省会の精算報告が別紙のとおりです。</p> <p>3、農業委員会最適化推進委員等の公務災害補償制度について、A型で保険の加入をします。</p>
会長	<p>その他ございませんか。なければ終了してよろしいでしょうか。</p>

	発言主旨
15 時 00 分閉会	<p>(「なし」の声)</p> <p>以上をもちまして、第 30 回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。</p>